

2021年8月4日

各位

会社名 株式会社カナミックネットワーク  
 代表者名 代表取締役社長 山本 拓真  
 (コード番号：3939 東証第一部)  
 問合せ先 取締役管理部部長 若林 賢也  
 (TEL. 03-5798-3955)

**第三者割当による 2026 年満期第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債  
 (転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)  
 及び第 3 回新株予約権 (行使価額修正条項付)  
 の発行に係る払込完了に関するお知らせ**

当社は、2021年7月15日開催の取締役会決議及び2021年7月19日開催の取締役会決議に基づく株式会社カナミックネットワーク 120%ソフトコール条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本新株予約権付社債」といいます。)及び第3回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の発行に関し、本日、予定通り本新株予約権付社債及び本新株予約権の払込金額の払込みが完了したことを確認しましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に関する詳細は、2021年7月15日付プレスリリース「第三者割当による2026年満期第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)及び第3回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行に関するお知らせ」及び2021年7月19日付プレスリリース「第三者割当による2026年満期第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)及び第3回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行条件等の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 本新株予約権付社債の概要

(1) 払込期日	2021年8月4日
(2) 新株予約権の総数	20個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	本社債：額面100,000,000円につき100,200,000円(各社債の金額100円につき金100.2円) 新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。
(4) 当該発行による潜在株式数	2,408,767株 (1) 上記潜在株式数は、本新株予約権付社債が全て当初転換価額で転換された場合における交付株式数です。 (2) 上限転換価額はありません。 (3) 本新株予約権付社債が全て下限転換価額(以下に定義します。)で転換された場合における最大交付株式数は、3,252,032株です。
(5) 調達資金の額	2,004,000,000円
(6) 転換価額	当初転換価額830.3円 本新株予約権付社債の転換価額は、本新株予約権付社債の発行要項第12項第(6)号④に記載の通り、転換価額は1回のみ修正されることがあります。但し、修正後の転換価額が615円(「下限転換価額」といいます。)を下回ることとなる場合

	には、下限転換価額を修正後の転換価額とします。
(7) 募集又は割当方法 ( 割 当 先 )	クレディ・スイス証券株式会社に対する第三者割当
(8) 利率及び償還期日	利率：0.00% 償還期日：2026年8月4日
(9) 償 還 価 額	額面100,000,000円につき100,000,000円
(10) そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2023年9月4日以降に当社の決定により償還可能となる120%ソフトコール条項が付されております。</li> <li>● 2024年8月5日に本新株予約権付社債の所有者の請求により償還されることとなるプットオプション条項が付されております。</li> <li>● 当社は、割当先との間で、本新株予約権付社債に係る第三者割当契約を締結しました。</li> <li>● 割当先が第三者割当により本新株予約権付社債の発行を受けた後、本新株予約権付社債をトレーディング目的で保有し、リパッケージする等の方法により社債部分と新株予約権部分に分離したものを譲渡する場合がある旨の説明を割当先から受けております。</li> </ul>

## 2. 本新株予約権の概要

(1) 割 当 日	2021年8月4日
(2) 新株予約権の総数	48,000個
(3) 発 行 価 額	新株予約権1個当たり93円（総額4,464,000円）
(4) 資 金 調 達 の 額 (差引手取概算額)	2,936,464,000円（注）
(5) 行 使 価 額 及 び 行使価額の修正条件	当初行使価額は、615円とします。行使価額は、本新株予約権が行使される都度、各行使請求の効力発生日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の93%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げます。）に修正されます。但し、修正後の行使価額が、615円（以下「下限行使価額」といいます。）を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(6) 募集又は割当方法 ( 割 当 先 )	クレディ・スイス証券株式会社に対する第三者割当
(7) 行 使 制 限 措 置	<p>本新株予約権に関して、当社は、割当先との間で締結する本新株予約権に係る第三者割当契約において、下記の内容を合意しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の行使制限措置</li> </ul> <p>割当先は、所定の適用除外の場合を除き、いずれの暦月においても、当該暦月において新株予約権の行使により交付されることになる当社普通株式の数の合計が、2021年8月4日における上場株式数の10%を超えることとなる本新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を行わないものとします。</p> <p>割当先は、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認するものとし、当社は、割当先からかかる確認を受けた場合、直ちに回答するものとします。</p>

	<p>当社は、当社の発行した時価連動型新株予約権等を保有する（割当先以外の）いかなる者に対しても、制限超過行使を行わせないものとします。</p>
(8) そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当社は、割当先との間で、本新株予約権に係る第三者割当契約を締結し、以下の内容を合意しました。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・当社はその裁量により、本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を指定（以下「停止指定」といいます。）する権利を有していること。また、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取消することができること。</li> <li>・割当先は、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡しないこと。</li> </ul> </li> </ul>

(注) 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

以 上